

吹田市こども計画（骨子案）

令和 7 年 月

吹 田 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけと性格
- 3 計画期間
- 4 本計画とSDGsの関係

第2章 本市の子供・若者、子育て家庭を取り巻く状況

- 1 人口等の動向
- 2 吹田市こども計画等策定に係るニーズ調査結果
- 3 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【高校生以上】
- 4 吹田市こども計画策定に係る支援機関（子ども・若者支援地域協議会）へのアンケート結果
- 5 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【中学生】
- 6 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【小学生】
- 7 子供・若者の意見聴取

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

- (1) 基本目標1 子供・若者の権利の尊重
- (2) 基本目標2 ライフステージを通じた切れ目のない支援
- (3) 基本目標3 幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供
- (4) 基本目標4 子育てにやさしい社会づくり

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の点検・評価の実施

資料編

- 1 各施策を構成する事業一覧

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化や生産人口の減少による労働環境の変化、地域社会のコミュニティ力の低下に加え、景気の停滞や物価の上昇等による家計負担増加など社会や経済の変化が、子供・子育て家庭や若者に大きな影響を与えています。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、さらには貧困世帯の増加など、子育て家庭の子育てに対する精神的・身体的負担や経済的不安感が高まっています。

国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

大阪府では、令和2年（2020年）年3月に、大阪府子ども条例及び大阪府青少年健全育成条例に基づき、子供や青少年に係る施策を総合的に推進するための計画等、関連計画を包含した、「大阪府子ども総合計画[後期計画]」を策定しました。また、令和4年度（2022年度）には、福祉部に「子ども家庭局」を設置し、児童福祉法上の児童に加え、18歳以上の青年期も含め一体的な施策推進を図る体制を確立し、総合的かつ一体的に子どもに関する施策に取り組んでいます。

吹田市（以下、「本市」という。）においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年（2005年）3月に前期計画を、また、平成22年（2010年）3月には後期計画として、「こども笑顔輝きプラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」を策定し、おおむね30歳未満までの子供・若者とその家庭を対象に子育て支援・母子保健・教育環境の整備等広範囲の施策について定め、取組を進めてきました。また、「子ども・子育て支援法」に基づき、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定（第1期：平成27年（2015年）3月策定、第2期：令和2年（2020年）3月策定）し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実に取組むとともに、「子どもの貧困対策を推進するための法律」の制定及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定を受け、「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定（第1次：平成30年（2018年）3月策定、第2次令和5年（2023年）3月策定）し、子供に係る計画や方針に沿って、各取組を進めてきました。

この度、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度（2024年度）で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、これまで推進してきた子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等を効果的かつ総合的に一層推進するため、「子供・若者計画」を包含した吹田市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しようとするものです。

【こども大綱の概要】

1) 目的

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

2) 基本的な方針

「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の理念を6つの柱に整理

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3) こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

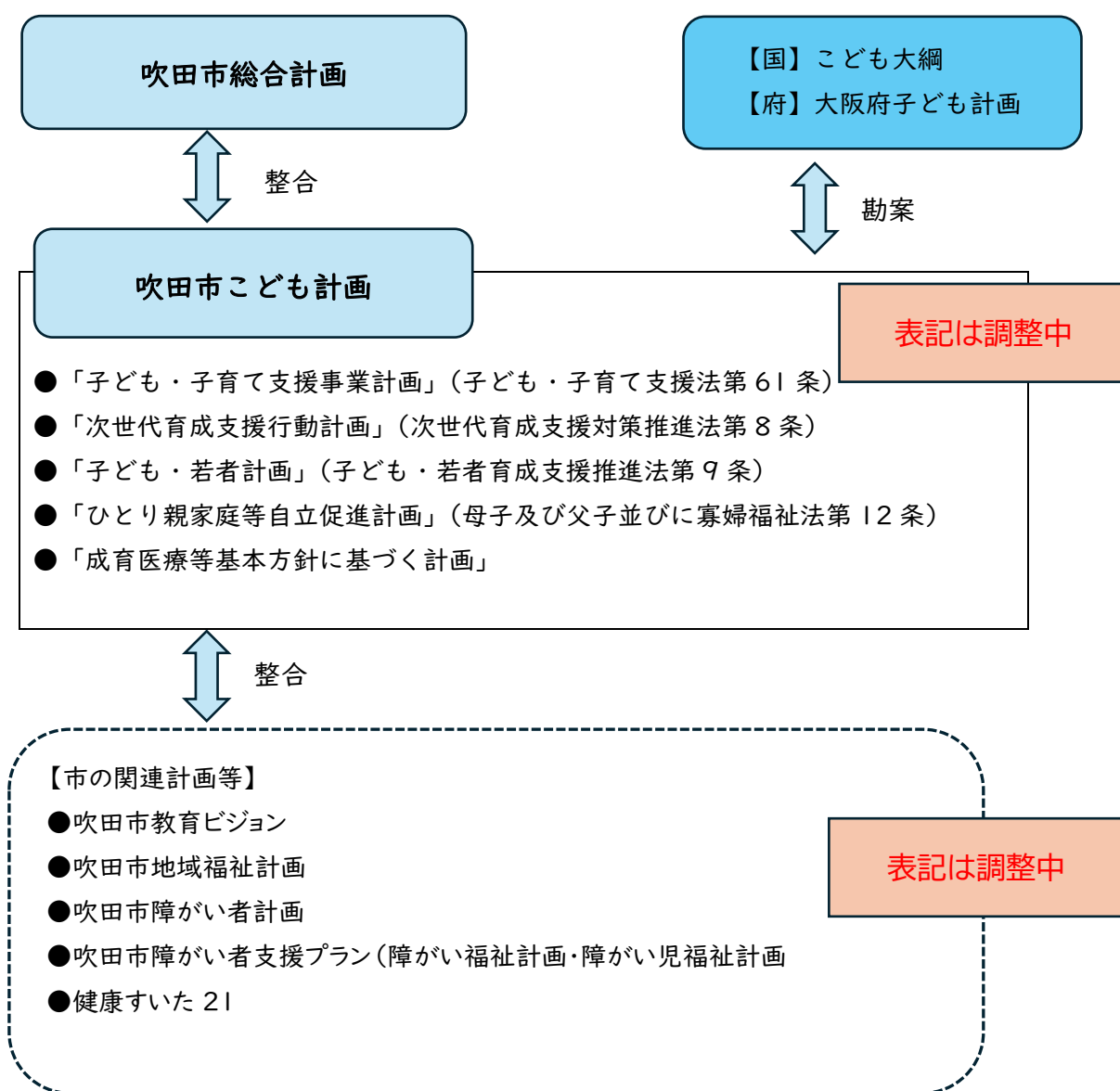
4) こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

2 計画の位置づけと性格

本計画は、こども基本法第10条の規定により、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。また、市町村こども計画は、既存の各法令に基づく子供施策に関する事項を定める計画と一体的なものとして作成することができるかとされています。

以上を踏まえて本計画は、以下の計画を包含し策定するものです。



3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の中間年である令和9年度（2027年度）において見直しを行うものとします。

4 本計画とSDGsの関係

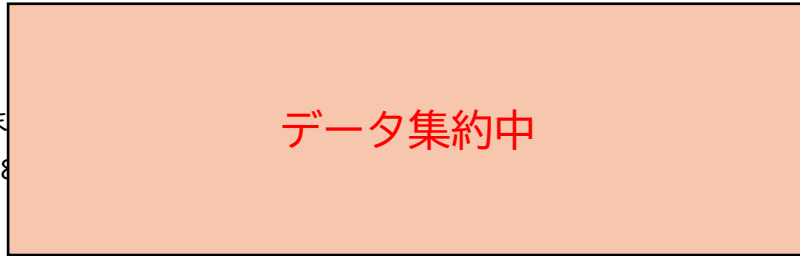
本市では、持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼイズ）に基づいた施策展開を図っています。全17の目標の分野のうち、本計画では、10分野に関わる施策内容を含んでいます。

関連分野アイコンを列記

第2章 吹田市の子供・若者、子育て家庭を取り巻く状況

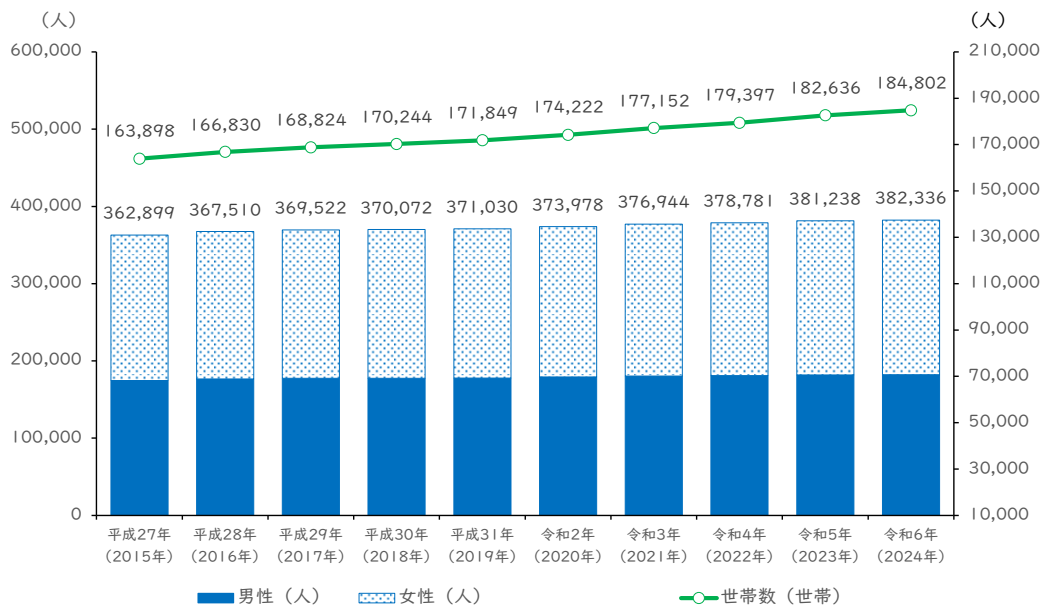
1 人口等の動向

(1)



移し、令和6年3月
令和6年3月末には

図 吹田市の人口と世帯数の推移



(2) . . .

2 吹田市こども計画等策定に係るニーズ調査結果

(1) 調査方法と回収状況

調査対象	
調査方法	作成中
調査期間	
回収状況	

(2) 調査結果の概要

3 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【高校生以上】

(1) 調査方法と回収状況

調査対象	
調査方法	作成中
調査期間	
回収状況	

(2) 調査結果の概要

4 吹田市こども計画策定に係る支援機関（子ども・若者支援地域協議会）向けアンケート結果

(1) 調査方法と回収状況

調査対象	
調査方法	作成中
調査期間	
回収状況	

(2) 調査結果の概要

5 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【中学生】

(1) 調査方法と回収状況

- ・ 前述と同様形式に記載
- ・ 実施中

(2) 調査結果の概要

6 吹田市こども計画策定に関するアンケート結果【小学生】

(1) 調査方法と回収状況

- ・ 前述と同様形式に記載
- ・ 実施中

(2) 調査結果の概要

7 子供・若者の意見聴取

(1) 実施方法等

実施日	
実施場所	
参加者数	
ファシリテーター	

作成中

(2) 実施状況

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」において、『子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田』を基本理念とし、「子供の権利の尊重」、「すべての子育て家庭への支援」「社会全体で支援する子育て・子育て」を基本的な視点のもと、すべての子供の育ちを尊重し、「子供を産み育てること」が喜びや生きがいとなるよう、家庭、地域、事業者、関係団体・機関、行政が協働して、子育て環境を整え、各種施策に取り組んできました。

また、こども大綱では、全ての子ども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

これまでの計画の基本理念及び基本的な視点を踏襲しつつ、こども大綱の内容を勘案し、地域社会全体で子供・若者、子育て家庭を支援し、子供・若者の笑顔があふれ、全ての市民が明るく暮らせるまち吹田をめざし、今後も各種施策に取り組めます。

基本理念

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

参考 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、第2章の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、次の4つの基本目標のもと、子ども・若者及び子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

(1) 基本目標1 子ども・若者の権利の尊重

作成中

(2) 基本目標2 ライフステージを通した切れ目のない支援

作成中

(3) 基本目標3 幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供

作成中

(4) 基本目標4 子育てにやさしい社会づくり

作成中

3 施策の体系

吹田市こども計画の体系（案）

理念 子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

全ての子供・若者の笑顔が満ちあふれるまちをめざして、4つの基本目標のもと、14の施策にそって総合的に取り組みます。

基本目標1 子供・若者の権利の尊重

- 施策1 子供・若者の権利及び意見の尊重
【権利の普及啓発、子供・若者が権利の主体であることの社会全体での共有、意見表明に係る機会の確保等】
- 施策2 子供・若者の権利の保障
【児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策等】
- 施策3 子供・若者の安心・安全な暮らしの推進
【いじめ対策、自殺対策、こどもの情報リテラシーの習得支援等】

基本目標2 ライフステージを通じた切れ目のない支援

- 施策4 妊娠期から就学前期における支援
【子育てに関する相談体制、子育て支援サービスの充実、切れ目のない保健・医療の提供、障がい児支援・医療的ケア児等への支援等】
- 施策5 学童期・思春期・青年期における支援
【健全育成、若者への就労支援等】
- 施策6 子供・若者が主体となった居場所の確保
【学習機会、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり等】
- 施策7 課題を有する子供・若者、家庭への支援
【教育相談、不登校児童・生徒への支援、虐待・いじめなどに直面する子供・若者、家庭への支援、発達に特性のある子供・若者、家庭への支援等】
- 施策8 子供の貧困対策
【子供の生活支援等】

基本目標3 幼児期の教育・保育及び子育て支援サービスの提供

- 施策9 教育・保育の質・量における充実
【教育・保育施設の整備、運営事業者への支援等】
- 施策10 質の高い幼児期の教育・保育の提供
【就学前の教育・保育の質の向上等】
- 施策11 地域の子育て支援機能の強化
【地域子育て支援事業の充実等】

基本目標4 子育てにやさしい社会づくり

- 施策12 経済的負担の軽減
【保育料負担軽減、子ども医療費助成、ひとり親家庭支援等】
- 施策13 地域での子育てに対する支援
【ICTの活用、子育て支援情報の発信等】
- 施策14 働きながら子育てできる社会の推進
【男女共同参画、保護者・養育者への就労支援等】

第4章 施策の展開

レイアウトのみをお示ししています。
(内容については検討・作成中)

基本目標Ⅰ 子供・若者の権利の尊重

現状と課題

推進する施策

施策Ⅰ 子供・若者の権利及び意見の尊重

【内容】

施策Ⅱ 子供・若者の権利の保障

【内容】

施策Ⅲ 子供・若者の安心・安全な暮らしの推進

【内容】

施策指標

施策Ⅰ

各施策の進捗をはかるための指標を設定予定

施策Ⅱ

施策Ⅲ

施策に紐づく事業は後方ページで、
参考資料として掲載

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

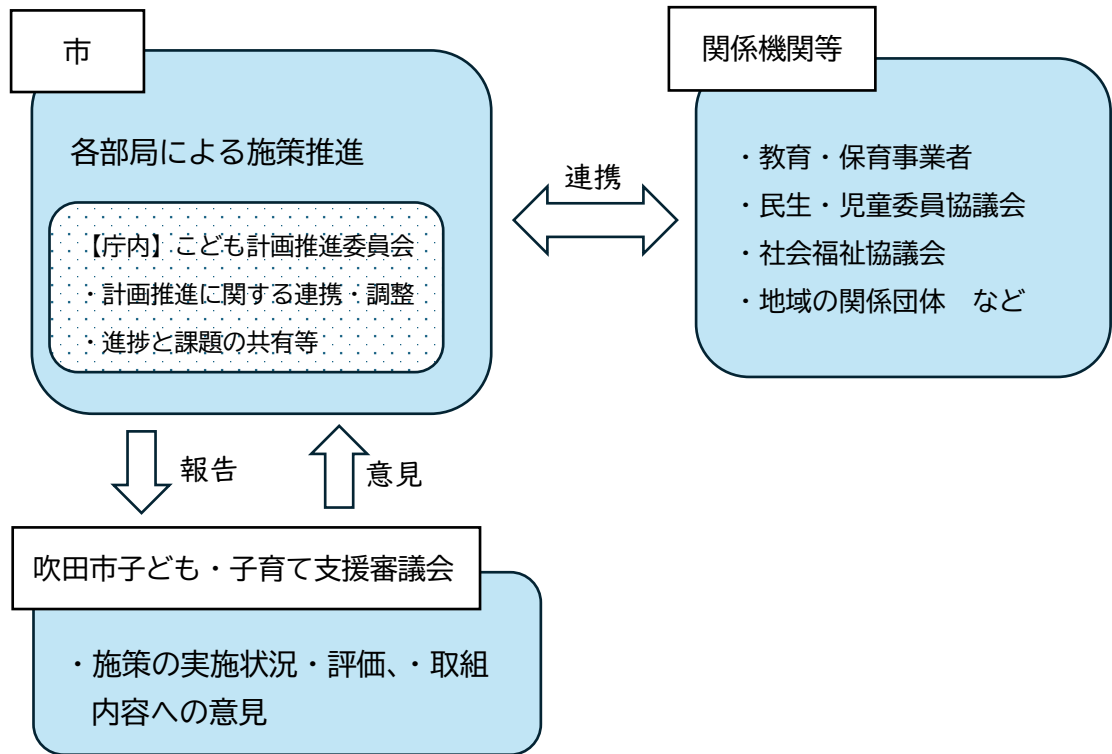
子ども・子育て支援事業計画については、
9月25日の子ども・子育て支援審議会当日に机上配布いたします。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、子供政策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係部局が連携・調整を図りながら、子供・子育て支援に取り組めます。

また、取組の推進にあたっては、庁内の関係部局に加え、関係機関等と連携しながら、効果的な施策の推進に取り組めます。



2 計画の点検・評価の実施

本計画は、P D C Aサイクル (Plan:計画→Do:実施→Check:点検(評価)→Action:見直し)に基づき、実効性のある取組を進め、改善を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、施策の進捗や取組の実績を取りまとめ、計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。評価の内容については、ホームページにおいて、公表していきます。

また、機会を捉えて、子供や市民から意見を聴きながら、施策の推進を図っていきます。

参考資料

各施策を構成する事業一覧
(現在、整理中です。)